別紙７

霞ケ浦総合公園整備・運営事業
特定公園施設譲渡等契約書(案)

※特定公園施設譲渡等契約書(案)は、現時点において特定公園施設の譲渡に係る内容を記載したものであり、認定計画提出者が提出した公募設置等計画の内容及び認定計画提出者等との協議により、締結当事者及び各条項の記載内容等を修正する予定です。

令和８年９月 16 日修正

特定公園施設譲渡等契約書(案)

土浦市(以下「市」という。)と●●●●(以下「認定計画提出者」という。)とは次の条項により特定公園施設譲渡等契約(以下「本契約」という。)を締結する。

(総則)

第１条　市及び認定計画提出者は、本契約の履行に際し、令和●●年●●月●●日に市、認定計画提出者、●●●●及び●●●●が締結した霞ケ浦総合公園整備・運営事業実施協定書(以下「実施協定」という。)を遵守するものとする。

2　本契約に別段の定めがある場合を除き、本契約において用いる用語の定義は、実施協定に定められたとおりとする。

3　認定計画提出者は、市に対し、実施協定の規定に従って、特定公園施設の所有権を移転し、特定公園施設を引き渡すものとする。

(譲渡等の対価)

第２条　特定公園施設の譲渡等の対価は、特定公園施設の整備に要する費用として●●●●円(うち消費税及び地方消費税額　金●●●●円)とする。

(特定公園施設譲渡価額の支払)

第３条　認定計画提出者は、特定公園施設を市に引き渡した後、特定公園施設の譲渡等の対価の支払を書面により市に請求するものとする。

2　市は、認定計画提出者から適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に特定公園施設の譲渡等の対価として第 2 条に定める金額を認定計画提出者に支払うものとする。

(遅延利息)

第４条　市は、本契約に基づく金銭債務の支払を遅延した時は、その遅延した額につき、遅延日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律(昭和 24 年法律第 256 号)第 8 条により財務大臣が決定する率で計算した額の遅延利息を認定計画提出者に支払わなければならない。ただし、その支払の遅延が天災その他の不可抗力によるものと認定計画提出者が認めたときは、認定計画提出者は遅延利息を免除するものとする。

(協議事項等)

第５条　特定公園施設の譲渡等については、実施協定及び本契約に定めるもののほか、土浦市契約規則(平成 20 年 3 月 31 日規則第 14 号)その他関係法令の定めるところによるものとし、本契約に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、必

要に応じて市及び認定計画提出者が協議して定めるものとする。

（以下本頁余白）

本契約の締結を証するため本書 2 通作成し、市及び認定計画提出者が記名押印の上、各自 1 通を保有する。

令和●●年●●月●●日

市

［所在地］

土浦市

市長

認定計画提出者

代表企業　（所在地）

（商号又は名称）

（代表者名）